

第一部：投資法と政令

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)



カンボジア王国投資法
(1994年8月5日)

および

カンボジア王国投資法改正法
(2003年3月24日)



第1章
総則

第1条：新規

本法は、すべての適格投資プロジェクト (QIP) に適用され、かつ、適格投資プロジェクトを設定する者による手続を規定するものである。

適格投資プロジェクトのみが、本法の範囲の対象となる利益に対する権利を有する。

第2条：新規

本法の意味するところにおいて、以下の用語は、次の通り定義される。

「適格投資プロジェクト」または「QIP」とは、最終投資登録証明書 (Final Registration Certificate) を受けた投資プロジェクトを意味する。

「輸出 QIP」とは、生産物が輸出される適格投資プロジェクトで、政令に定めるものを意味する。

「裾野産業 QIP」とは、適格投資プロジェクトで、その全生産物 (100%) を定期的に輸入される原材料もしくは附属物の代替品として輸出産業へ供給を行なっているものを意味する。

「営業日」とは、カンボジア王国政府の公式の営業日である暦日を意味する。

「カンボジア法人」とは、カンボジア王国に営業所を有し、カンボジアに登録を行なっている会社で、その会社株式の51%以上を、カンボジア国籍を有する者が保有しているものを意味する。

「者」(Person)とは、自然人または法人を意味する。

「条件付投資登録証明書」とは、評議会が本法新第7条第3項に基づき発行する文書を意味する。

「最終投資登録証明書」とは、本法新第7条第7項に基づきカンボジア開発評議会（CDC）が発行する文書を意味する。

「投資案」とは、QIPを設定する目的でいずれかの者がカンボジア開発評議会に提出する案を意味する。

「申請者」とは、投資案をカンボジア開発評議会に提出する者またはグループを意味する。

「投資家」とは、適格投資プロジェクトを維持している者を意味する。

第2章 カンボジア開発評議会（CDC）

第3条：

カンボジア開発評議会は、投資活動の復興、開発および監督の責任を有する唯一のかつワンストップ・サービスの組織である。カンボジア開発評議会は、すべての復興、開発および投資プロジェクト活動の評価および意思決定に責任を負う王国政府の「Etat-Major（最高機関）」である。

第4条：

カンボジア開発評議会は、次の2つの運営機関より構成される。

1. カンボジア復興開発委員会（CRDB）、および
2. カンボジア投資委員会（CIB）

第5条：

カンボジア開発評議会の組織および機能は、政令で規定する。

第3章 投資手続

第6条：新規

QIP の設立を希望する者はすべて、本法および政令に規定する様式で、かつ本法および政令に規定する様式および手続に従って、投資案をカンボジア開発評議会に提出する。

第7条：新規

評議会は、投資案を受領した後 3 営業日以内に、条件付投資登録証明書または不適格通知書を申請者に対して発行する。

評議会は、政令に基づき必要とされるすべての情報が含まれており、かつ、提案された活動が政令に記載される不適格リスト中に存在しない場合には、条件付投資登録証明書を発行する。しかし、投資案が上記の条件を満たしていない場合、評議会は、申請者に対して不適格通知書を発行する。

条件付投資登録証明書は、QIP の実施に必要な承認、許諾、免許、許可または登録、ならびに、かかる承認、認可、免許、許可または登録の発行に責任を負う政府機関を規定するものとする。条件付投資登録証明書は、QIP が本法新第 14 条に基づき受けることのできる優遇措置、ならびに、QIP を実行する法人の規則についても承認する。

カンボジア開発評議会が 3 営業日以内に条件付投資登録証明書または不適格通知書を発行しなかった場合、条件付投資登録証明書は、政令に規定する様式により自動的に承認されたとみなされる。

カンボジア開発評議会は、申請者に代わり、条件付投資登録証明書に記載された関連省庁からすべての免許を取得するものとする。

条件付投資登録証明書に記載された許諾、認可、免許、許可または登録の発行について責任を有する政府機関はすべて、条件付投資登録証明書の日付から 28 日目の営業日までにこれらの書類を発行するものとする。政府職員が正当な理由なくかかる期限までに申請者の請求に応じなかった場合、法により罰せられる。

カンボジア開発評議会は、条件付投資登録証明書を発行してから 28 営業日以内に最終投資登録証明書を発行するものとする。ただし、最終投資登録証明書の発行は、QIP の管轄権を有する省庁が規定するその他の許可の取得を免ずるものではない。たとえ前第 6 条に規定する 28 営業日の期

限が経過した場合であっても、管轄権を有する機関はすべて、法令により規定される承認を与えるものとする。最終投資登録証明書の発行日は、QIP の開始日とする。

すべての不適格通知書には、投資案が承認されなかった理由、および評議会が条件付投資登録証明書を発行するために必要な追加情報を、明瞭に記載するものとする。

第 4 章 **投資保証**

第 8 条：新規

外国人投資家は、かかる投資家が外国人投資家であるという理由のみによって差別的な扱いを受けるものではない。ただし、土地法に記載する土地の所有権に関連する場合を除く。

第 9 条：

王国政府は、カンボジア王国の投資家の私有財産に悪影響を及ぼす国有化政策を実施しない。

第 10 条：新規

王国政府は、QIP の製品もしくはサービスの価格または料金を決定しない。

第 11 条：

カンボジア王立銀行が一般に交付および公開する関係法令に従い、王国政府は、金融システムを介して外貨を購入するために投資家がカンボジアにおいて投資し、投資家がかかる投資に関連して負担した金融債務を履行するためにこれらの通貨を海外に送金することを許可するものとする。これに該当する支払いは次の通り。

1. 輸入に関する支払い、ならびに、国際融資における元本および利息の払戻し
2. ロイヤリティおよび管理手数料の支払い
3. 利益の送金、および
4. 第 8 章に準拠した投下資本の本国送金

第 5 章 投資奨励金

第 12 条 :

王国政府は、適格投資プロジェクトに対し本章が定める投資プロジェクト優遇措置を提供する。

第 13 条 :

優遇措置および特権には、関税および税金の全部または一部の控除が含まれる。

第 14 条 : 新規

第 13 条に規定する優遇措置には、次のものが含まれる。

1. QIP は、利益税免除期間を取得することにより、税法において利益に課せられる税金が免除される。

免税期間は、『開始期間(Trigger Period) + 3 年間 + 優先期間(Priority Period)』より構成される。優先期間は、財産管理法(Financial Management Law)において決定する。

開始期間(Trigger Period)は、利益のあった初年度または QIP が最初の収益を上げてから 3 年間のうち、いずれか先に生じたものとする。

2. 上記第 1 項における QIP の資格を得るには、QIP が、政令が規定する国家への年間責務履行証明書を評議会から取得することを条件とする。
3. QIP は、税法に定める免税期間後は利益税率の対象となる。
4. 上記第 1 項に基づく資格を用いる QIP は、税法における特別償却を申請することができない。
5. 国内向け QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備および生産投入建設資材を輸入する資格を有する。
6. 税関製造保税倉庫の仕組みを選択するまたは選択してきた輸出 QIP 以外の輸出 QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備、建設資材、原材料、半製品および生産投入付属品を輸入する資格を有する。

7. 「裾野産業」QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備、建設資材、原材料、半製品および生産投入付属品を輸入する資格を有する。
8. 投資家と吸収合併した者は、政令に規定する吸収合併手続に従って、カンボジア開発評議会への申請時に、あらゆる保証、権利、特権および義務を投資家の QIP より継承することができる。
9. 評議会が発行する開発優先リストに記載された指定の SPZ（特別奨励地域）または EPZ（輸出加工区）に所在する QIP は、本法に規定する他の QIP と同様の優遇措置および特権を受ける資格を有する。
10. QIP は、現行法に規定する活動を除き、輸出税の全額免除を受ける資格を有する。
11. QIP は、カンボジア開発評議会の認可によりかつ移民労働法に従って、外国人を経営者、技術者および熟練労働者として王国において雇用するため、査証および就労許可を取得し、また、かかる外国人の配偶者および扶養家族の居住査証を取得する資格を有する。

第 15 条：新規

QIP の権利、特権および資格は、新第 14 条第 8 項に規定する吸収合併によらない限り、これを第三者に移転または譲渡することはできない。

第 6 章 **土地の所有権および使用**

第 16 条：新規

QIP を実施するための投資家が有する土地の所有権は、カンボジア市民権を保有する自然人またはカンボジア法人に付与される。

土地は、更新可能な営業権（Concession）、無制限長期リースおよび制限短期リースを含めて、土地法の規定に従って投資家にその使用が認められる。

投資家は、法により認められる土地のコンセッション契約またはリース契約が定める期間を限度とする期間中、土地の上にある不動産および動産、ならびに QIP が使用する土地を所有し、担保として差し入れ、および譲渡する権利を有する。

投資家は、使用していない土地の営業権を譲渡または担保に供することはできない。

第7章 雇用慣行

第17条：

カンボジア王国内の投資家は、労働法および移民法に従い、カンボジア国民および外国人を自由に選択し、雇用することができる。

第18条：新規

投資家は、以下を条件として外国人従業員を雇用することができる。

- カンボジア人に資格および専門的知識を有する者がいない場合。この場合、従業員の旅券または証明書および/または学位もしくは履歴書の写し等、必要な書類をカンボジア開発評議会に提出するものとする。
- 外国人従業員の雇用の必要性を主張する文書を必要とする。投資家は、社会省（社会・労働・職業訓練・青少年社会復帰省：Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation）より承認および許可を取得するものとする。
- 外国人従業員は、投資家のための作業を開始する前に、社会省が発行するカンボジア王国の労働許可を保有しているものとする。

投資家は、次の義務を履行するものとする。

- 適切かつ一貫した訓練をカンボジア人従業員に提供する。
- 労働期間に応じて、カンボジア人従業員を上級職位に昇進させる。

第19条：

外国人従業員は、所定の税金を支払った後、カンボジア王国において得た賃金および給与を、金融システムを通じて取得した外国通貨で、外国に送金することが認められている。

第8章 紛争および解決

第20条：新規

土地に関連する紛争を除き、法に規定する QIP の権利および義務に関する QIP 関連の紛争は、可能な限り、カンボジア開発評議会、投資家およびその他の紛争当事者の間で友好的に解決するも

のとする。

当事者が、かかる協議について最初に書面で要請した日から2ヶ月以内に友好的解決に至らなかった場合、当該紛争は、いずれかの当事者により以下に付されるものとする。

- 評議会の意見による和解
- 当事者双方の合意による、カンボジア王国内外での仲裁、または
- カンボジア王国の審判所における審理。

第21条：新規

投資家がカンボジア王国における活動を終了することを意図している場合、かかる投資家は、その理由を記し、当該投資家またはその代理人が署名した書留郵便または直接送達の手紙により、カンボジア開発評議会に通知を行なうものとする。

第22条：新規

投資家が司法手続きなく QIP の活動を中止することを意図している場合、かかる投資家は、投資家による QIP の活動の中止が正式に認められるまで、または商法の適用によって解決されるまでは、経済財務省からの苦情および申立てを含め、QIP が適切に負債の決済を行なったことについて評議会に証拠を提示するものとする。

第23条：新規

司法手続におけると否とにかかわらず、QIP の活動停止が認められた場合、投資家は、自己の資産の残余収益を海外に移転し、または同収益をカンボジア王国内において使用することができる。しかし、関税非課税で輸入した機器設備類の QIP による使用が5年未満である場合には、QIP は、政令の決定に従い、かかる機器設備類に適用される関税を支払う義務を有する。

新第9章 経過規定

第24条：新規

1994年8月5日付王国法第03/NS/94号および閣僚会議令により交付された投資法に基づいて認められた投資はすべて、本法および関連する政令の規定により適格投資プロジェクトとみなされるものとする。

本法の交付前に 9%の利益税率を受ける資格を有しており、かつ許可の付与が認められた投資活動を開始した QIP は、本法の交付後の会計年度から 5 年間、かかる 9%の税率を受ける資格を有する。ただし、本法の交付後の各会計年度につき、新第 14 条第 2 項に定める通り、投資家が政令によって規定される国家への責務履行証明書を提出することを条件とする。

本法の交付前に利益税の免除を受ける資格があり、かつその資格が評議会により書面で承認された QIP は、引続き利益税の免除を受ける資格を有するものとする。ただし、本法の交付後の各会計年度につき、投資家が国家に対して、新第 14 条第 2 項に定める通り、政令によって規定される責務履行証明書を提出することを条件とする。

新第 10 章 最終規定

第 25 条：新規

QIP がカンボジア開発評議会が規定する条件に違反し、または従わなかった場合、評議会は、当該 QIP に付与された特権および優遇措置の全部または一部を撤回する権限を有する。

第 26 条：新規

本法に反する条項は、これを取消す。

第 27 条：新規

本法は、直ちにこれを交付する。

本法は、プノンペンにおいて、2003 年 2 月 3 日、
第二議会の第九本会議の会期中に
カンボジア王国国民議会によって採択された。

2004 年 2 月 4 日、プノンペン

国民議会議長

Norodom Ranariddh